

枚方市病院事業管理規程第 10 号

令和4年度新型コロナウイルス感染症対応に係る特殊勤務手当及び報酬に関する特別措置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市立ひらかた病院職員の給与等に関する規程（平成16年枚方市病院事業管理規程第21号。以下「給与規程」という。）、市立ひらかた病院に勤務する医師の特殊勤務手当等に関する特別措置規程（平成16年枚方市病院事業管理規程第22号）、市立ひらかた病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程（令和2年枚方市病院事業管理規程第5号。以下「会計年度規程」という。）、新型コロナウイルス感染症に対処するための業務に係る特殊勤務手当に関する特別措置規程（令和2年枚方市病院事業管理規程第12号）及び新型コロナウイルス感染症に対処するための業務に係るパートタイム会計年度任用職員の報酬に関する特別措置規程（令和2年枚方市病院事業管理規程第15号）に定めるもののほか、企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例（平成16年枚方市条例第14号）第10条に基づく特殊勤務手当及び会計年度規程第6条第1項に規定する報酬の支給に関する特別措置を定めるものとする。

(新型コロナウイルス感染症に対処するための業務を行った場合の特別措置)

第2条 医師、看護師その他勤務の態様等に応じて管理者が別に定める職にある職員（パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。）を除く。）が令和4年6月2日から同年12月1日までの間において病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に対応する業務に従事した場合には、新型コロナウイルス感染症対応手当として、50,000円を支給する。

2 医師、看護師その他勤務の態様等に応じて管理者が別に定める職にあるパートタイム会計年度任用職員が令和4年6月2日から同年12月1日までの間において新型コロナウイルス感染症に対応する業務に従事した場合には、新型コロナウイルス感染症対応報酬として、50,000円を支給する。

(支給の制限)

第3条 前条各項に規定する場合において、職員が令和4年6月2日から同年12月1日までの間において、勤務した日数が1月未満のときは、同条の規定にかかわらず、同条に定める金額の2分の1に相当する金額を支給しない。

(支給日)

第4条 新型コロナウイルス感染症対応手当及び新型コロナウイルス感染症対応報酬については、この規程の施行の日以後最初の給料支給定日に支給し、給与規程第14条の規定は、適用しない。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則[令和4年12月8日公布]

この規程は、公布の日から施行する。